

平成十八年二月一日提出
質問第三四号

諜報活動の定義に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

諜報活動の定義に関する質問主意書

一 平成十八年一月三十一日付内閣答弁書（内閣衆質一六四第三号）において、在上海総領事館員の遺書を明らかにすることを差し控える理由について、「諜報活動及びその対応措置」との文言があるが、諜報活動の定義如何。

二 外務省は諜報活動を行っているか。
右質問する。